宮崎地方法務局	本局管内　宮崎市	１人	令和８年12月１日
福島地方法務局	本局管内　福島市	１人	令和８年12月１日
山形地方法務局	本局管内　山形市	１人	令和８年12月１日
盛岡地方法務局	本局管内　盛岡市	１人	令和８年12月１日
秋田地方法務局	本局管内　秋田市	１人	令和８年12月１日
青森地方法務局	本局管内　青森市	１人	令和８年12月１日

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

兵庫労働局最低工賃公示第２号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、兵庫県釣針製造業最低工賃（平成15年兵庫労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年７月１日　　兵庫労働局長　金成　真一

兵庫県釣針製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　兵庫県の区域内で釣針製造業に係る糸結び、仕掛け又は包装の業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、１個につき、右欄に掲げる金額

業　務	規　格	金　額
糸結び（右の規格の釣針と糸を結ぶ作業）	丸セイゴ針　10～13号、ハリス２号　長さ55センチメートル付	１円50銭
	チヌ針　３～５号、ハリス２号　長さ1.5メートル付	２円10銭
仕掛け（右の規格の釣針の仕掛けを作る作業及び包装作業）	キス仕掛　６～13号、３本針、２セット入	24円
	サビキ仕掛　７本針	25円
	胴突仕掛、２本針、２セット入	18円
包装（右の規格の釣針の包装作業及び針の選別作業）	バラ針15本入、台紙付	３円10銭

４　効力発生の日　令和８年７月31日

国　会　試　験

2026年度経験者採用試験（係長級（事務））公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和８年７月１日　　人事院事務総長　佐々木雅之

１　試験の名称　2026年度経験者採用試験（係長級（事務））

２　試験の区分　府省合同Ａ及び府省合同Ｂ

３　対象官職　標準的な官職が係長である職制上の段階に属する官職のうち、次に掲げる官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの。

イ　政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする官職

ロ　事務の実施等の業務に従事することをその職務の主たる内容とする官職

⑴　試験の区分「府省合同Ａ」については、上記イの官職

⑵　試験の区分「府省合同Ｂ」については、上記ロの官職

４　給与

⑴　試験の区分「府省合同Ａ」　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、採用された者の経験年数と同程度の経験年数を有する国家公務員採用総合職試験又は国家公務員採用Ｉ種試験により採用された職員が受ける俸給月額との均衡を考慮して決定する俸給月額を支給される。

（参考）

国家公務員採用総合職試験による採用後５年の経験年数を有する係長の標準的な俸給月額

280,300円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

⑵　試験の区分「府省合同Ｂ」　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、採用された者の経験年数と同程度の経験年数を有する国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）又は国家公務員採用Ⅱ種試験により採用された職員が受ける俸給月額との均衡を考慮して決定する俸給月額を支給される。

（参考）

国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）による採用後10年の経験年数を有する係長の標準的な俸給月額

287,200円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

５　受験資格

⑴　試験の区分「府省合同Ａ」　2026（令和８）年４月１日において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除き、同法第104条第７項第２号の規定により大学に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設を含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）（以下「大学等」という。）を卒業した日又は同法に基づく大学の大学院の課程（同号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程（以下「大学院の課程等」という。）を修了した日のうち最も古い日から起算して２年を経過した者

⑵　試験の区分「府省合同Ｂ」　2026（令和８）年４月１日において、次の各号のいずれかに掲げる日から起算して当該各号に定める期間を経過した者

一　学校教育法に定める義務教育を終了した日　14年

二　学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校を卒業した日　11年

三　学校教育法に基づく高等専門学校の第３学年の課程を修了した日　11年